

事 務 連 絡

平成22年8月27日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険適用徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労働保険徴収課
業務担当課長補佐

情報公開法に係る行政文書の開示請求がなされた際の留意点について

標記については、平成16年4月9日付け総務課長補佐内かん等に基づき、適宜、本省労働保険徴収課あて協議をいただいているところですが、昨今、一部の請求人が全国の労働局へ同一の請求を行う等の事例が見られるところです。

ついては、これが対応について斉一性を確保する観点から、今後、下記に留意の上、対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 都道府県労働局長へ行政文書の開示請求がなされたもののうち、都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険適用徴収主務課（室）所管の案件については、速やかに全ての開示請求書を本省労働保険徴収課業務係あて送付すること。
- 2 原則として、本省労働保険徴収課の指示がある前に、開示・不開示の決定の判断をしないこと。